

朝霞中央公園等スポーツ施設

朝霞中央公園・朝霞中央公園陸上競技場

朝霞中央公園野球場・朝霞市立総合体育館

ネーミングライツパートナー審査基準

朝霞市

朝霞市教育委員会

朝霞中央公園等スポーツ施設等ネーミングライツパートナー審査基準  
(朝霞中央公園・朝霞中央公園陸上競技場・朝霞中央公園野球場・朝霞市立総合体育館)

1 目的

この審査基準は、ネーミングライツパートナーの選定を行うにあたり、朝霞市ネーミングライツに関する基本方針（令和5年1月11日施行）で定める基準に従い、応募者の提案に具体的な指針を与え、選定方法及び評価項目等に公平性を示すものです。

2 選定者

朝霞市ネーミングライツパートナー選定審査会設置要綱第3条により選定します。

3 評価項目、評価基準及び配点

別表1のとおりです。

4 対象施設

ネーミングライツパートナーを選定する対象施設は、以下のとおりです。

施設名称	所在地	備考
朝霞中央公園	朝霞市青葉台1-9-1	・全施設一括したネーミングライツパートナーを募集。 ・施設ごとの命名も可。
朝霞中央公園陸上競技場	朝霞市青葉台1-9-1	
朝霞中央公園野球場	朝霞市青葉台1-9-2	
朝霞市立総合体育館	朝霞市青葉台1-8-1	

5 審査表

別表2「朝霞中央公園等スポーツ施設等ネーミングライツパートナー候補者評価選定表」のとおりです。

6 選定方法

- (1) 企画提案書に基づく書類審査を行います。
- (2) 審査は、評価項目ごとに配点を設け、項目ごとに評価、採点します。
- (3) 提案者が1事業者の場合であっても選定を行います。
- (4) 各委員の採点の合計点をその提案者の得点とします。

7 書類審査

- (1) 企画提案書を事務局で整理し、事前に各委員に配布します。なお、これらの資料は委員限りとし、他者が閲覧することがないよう委員が保管してください。
- (2) 書類審査は、評価項目の内容について行います。

8 ネーミングパートナー候補者の選定

事務局が各委員の採点結果を集計し、集計結果から順位を決定し、最も得点の高い者をネーミングライツパートナー候補者に決定します。

なお、選定の結果、得点が同点の場合は選定委員会委員長が候補者を決定します。

#### 9 審査結果の通知及び公表

ネーミングライツパートナー候補者を選定した後、朝霞市ホームページにて公表します。

【別表1】

1 評価項目、評価の視点、配点

項	評価項目	評価の視点	配点
1	命名権料 (ネーミング ライセンス料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等が有する広告効果との妥当性は図られているか</li> <li>・市が準備に要する負担経費との妥当性は十分か</li> </ul>	30
2	愛称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛称に親しみやすさがあるか</li> <li>・愛称は分かりやすいか</li> <li>・愛称は呼びやすいか</li> </ul>	20
3	応募者の適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格はあるか</li> <li>・応募者として安定しているか</li> <li>・応募者として継続性が確保できるか</li> <li>・応募者として社会性は問題ないか</li> </ul>	15
4	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のネーミングライセンスの目的と整合性が図られているか</li> </ul>	15
5	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間の妥当性は十分か</li> </ul>	10
6	地域制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に事業所・事務所等を有しているか</li> </ul>	5
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他特色ある提案がされているか</li> </ul>	5
計			100

## 【別表2】

## 朝霞中央公園等スポーツ施設等ネーミングライツパートナー候補者評価選定表

委員名

項目	評価項目	評価の視点	配点	評価		得点
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等が有する広告効果との妥当性は図られているか</li> <li>市が準備に要する負担経費との妥当性は十分か</li> </ul>	30	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
2	愛称	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛称に親しみやすさがあるか</li> <li>愛称は分かりやすいか</li> <li>愛称は呼びやすいか</li> </ul>	20	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
3	応募者の適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募資格はあるか</li> <li>応募者として安定しているか</li> <li>応募者として継続性が確保できるか</li> <li>応募者として社会性は問題ないか</li> </ul>	15	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
4	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のネーミングライツの目的と整合性が図られているか</li> </ul>	15	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
5	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約期間の妥当性は十分か</li> </ul>	10	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
6	地域制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に事業所・事務所等を有しているか</li> </ul>	5	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他特色ある提案がされているか</li> </ul>	5	A	1.0	
				B	0.8	
				C	0.6	
				D	0.3	
				E	0.0	
計						

## 2 評価基準

評価	評価内容(項目1～3)	係数	備考
A	非常に優れている。	1.0	おおむね90%以上で評価できる。
B	平均より優れている。	0.8	おおむね80%以上90%未満で評価できる。
C	平均的である。	0.6	おおむね60%以上80%未満で評価できる。
D	平均より劣っている。	0.3	おおむね30%以上60%未満で評価できる。
E	はるかに劣っている。	0.0	おおむね30%未満の評価。